

## **第4章 保育の質のガイドライン（素案）**

# 目 次

- 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ
- 2 ガイドラインの構成と活用方法
- 3 基本目標
- 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと
  - (1) 保育の内容
    - ① 子どもの権利
    - ② 保育環境
    - ③ 保育内容
    - ④ 1歳未満児
    - ⑤ 1歳以上3歳未満児
    - ⑥ 3歳以上児
    - ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援
  - (2) 健康及び安全
    - ① 食育
    - ② 健康
    - ③ 安全管理
    - ④ 災害への備え
  - (3) 子育て支援
    - ① 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
    - ② 地域の保護者等に対する子育て支援
- 5 保育の質の維持・向上に必要なこと
  - (1) 職員の資質向上のために必要な取り組み
  - (2) 運営体制
  - (3) 保育の質の向上のための地域や他機関との連携



⑦以降は次回会議でお示しします。

## 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

---

本市においては、これまでも国の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育士の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各園での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取り組みが始まっています。

本市においても、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を策定し、小金井市における保育の指針として市内の保育施設に関わるすべての職員・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指してまいります。

## 2 ガイドラインの構成と活用方法

---

本ガイドラインは、小金井の保育の質の維持・向上のため、各園・各保育者に大切にしたい基本的な考え方を記載したものです。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、園や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各園・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはないかなどについても、考えながら日々の保育を行っていただくことを基本としています。

本ガイドラインの活用にあたっては、各園・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践への検討を進めることを目指しています。

また、これらを積み重ねていく中で、必要に応じて、定期的な見直しを行います。

## ～ ガイドラインの見方 ～

ここでは、各園・各保育者が守るべき基本的な考え方を記載しています。  
各園・各保育者は、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対してできることについて考え、日々の保育の中でも常にこの内容を念頭に保育に当たってください。

### (1) 保育の内容

#### ① 子どもの権利

子どもの権利は・・・

重要です。

子どもの権利等について職員全体で確認し、十分配慮する。

一人の人間として・・・

不必要な声かけや・・・

ここは、上段の「基本的な考え方」に基づく、具体的な行動の一例を挙げたもので、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各園・各保育者は、この一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」に沿った保育とはどのようなものか、今、園で行っていることでここに該当することは何かなどについて考え、話し合ってください。

### 3 基本目標

---

わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益を ともに考え続け

尊重していきます

#### 【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに心身の健康を培うため、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重します。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かな（多様な）環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にする豊かな人間性を育みます。

#### 【保護者・保育者・園のかかわり】

- 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子どもの生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

#### 【地域・環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

#### ★このページに書かれていることについて★

このページに書かれていること（＝「3 基本目標」）は、（仮称）保育計画策定において、主に「第3章 小金井の保育の目指すもの 大切にしたいこと」をまとめていく中で、「基本目標」としてまとめられたものです。

協議の中で、基本目標については、一旦、ガイドラインの基本目標として記載していく方向となったことから、ここに記載しています。

※このコメントは委員向けの資料説明用に記載しており、実際のガイドラインに記載するものではありません。

## 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

---

### (1) 保育の内容

#### ① 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもがかけがえのない一人の人間として尊重されるための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人一人の最善の利益を尊重し、子どもの特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っていく事が重要です。

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

一人の人間として人格を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等を真剣に受け止める。

不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人に人として尊重する。

## ② 保育環境

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子ども同士や職員との関係はもちろん、地域の人々との関わりなど、様々な人と関わることのできる環境を整えることも大切です。

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具（食具・はさみなど）や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることのできる取り組みを行う。

### ③ 保育内容

保育を行うにあたっては、各保育所の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助することも重要です。

計画に基づいた保育を実践し、反省・評価を行い、次の計画に反映させる。

個人差、発達の差を踏まえて、一人一人が違って当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

本人が生活していく中で困ることがないように、関係機関や地域の社会資源とも連携をとりながら成長発達を支援する。

園での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握する。



#### ④ 1歳未満児

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になってきます。保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に歩き出していきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらいおよび内容として、身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」の3つの視点が示されています。

生涯にわたる生きる力の基礎を培っていく大切なこの時期に、上記の3つの視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

室内、戸外でさまざまな遊びを通して身体を動かし健康な心と身体を育てる取り組みを行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や喃語への応答等をとおして、特定の大人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

自然物（虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など）に触れることで感覚の発達が促されるような取り組みを行う。

⑤ 1歳以上3歳未満時

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が出てきて、主張や要求を貫きたいという自分の気持ちが、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育士に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気付き、社会性を学んでいきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育士は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが試行錯誤しながら自分の力で行う活動を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、自分なりに考え、子どもが自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごすことができるよう配慮する。

保育士が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮がされている。子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

## ⑥ 3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣の自立や語彙数の増加、知的興味や関心の高まりに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取り組みを通して友達の良いところに気付いたり、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。

保育士は、これらの5つの領域を意識しつつ、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいけるような取り組みを行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

子どもたちが自ら感じ考えたことを軸に行事を作り上げ達成感が味わえるように援助する。